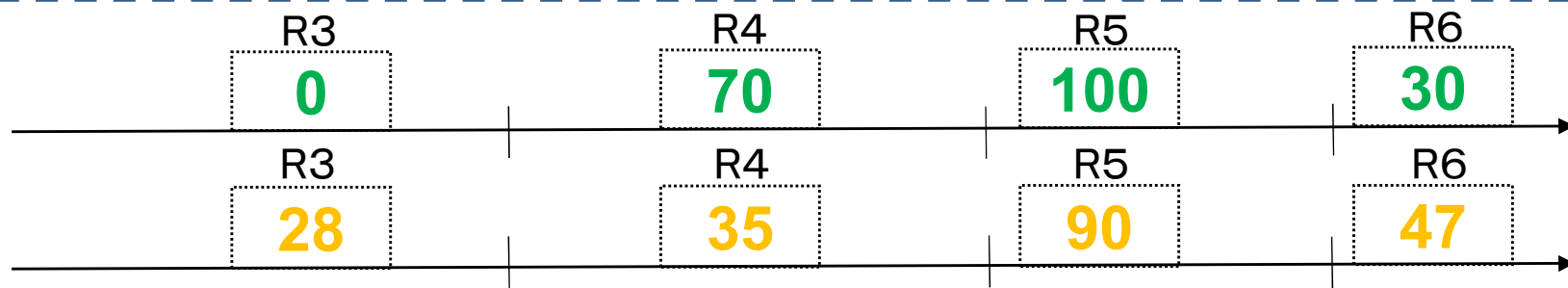


## ■ 運用例 1 (4か年国債の場合)

【出来高予定額、支出の年割額の例 (4か年国債の場合)】

## &lt;前提条件&gt;

・出来高予定額



・R3補正予算において国債設定

前金払  
(R3+R4の出来高の4割)

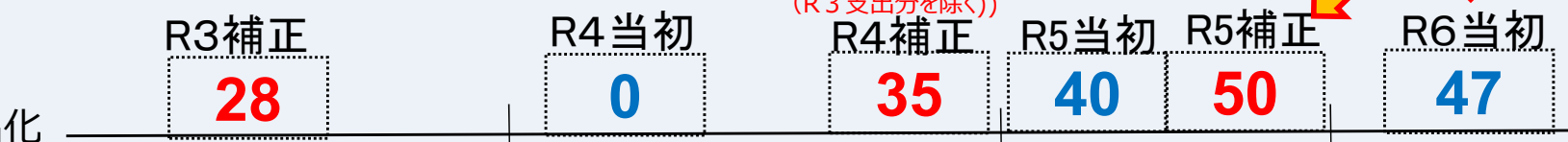
補正予算などにより支出化

・R4補正予算などにおいて支出化

出来高払  
(R4の出来高の9割  
(R3支出分を除く))

補正予算などにより支出化

・R5補正予算などにおいて支出化



出来高払

契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を5か年加速化対策分とみなす。上記の例の場合、 $28+35+50=113$   
 通常事業として計上する額は、中間年度の前金払相当額及び最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、 $40+47=87$

■ 運用例 2 (3か年国債の場合)

【出来高予定額、支出の年割の例 (3か年国債の場合)】

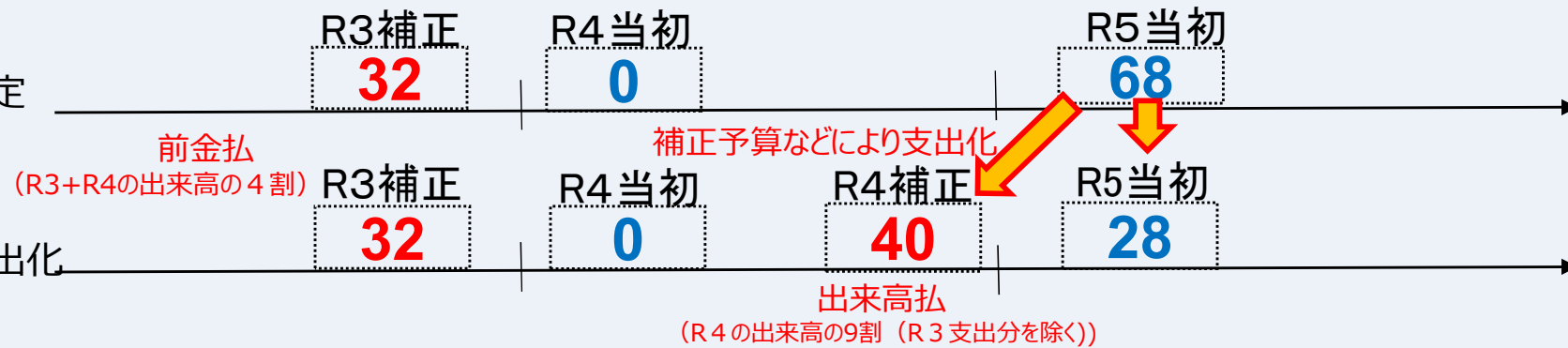
＜前提条件＞

・出来高予定額

・出来高に応じた支出額



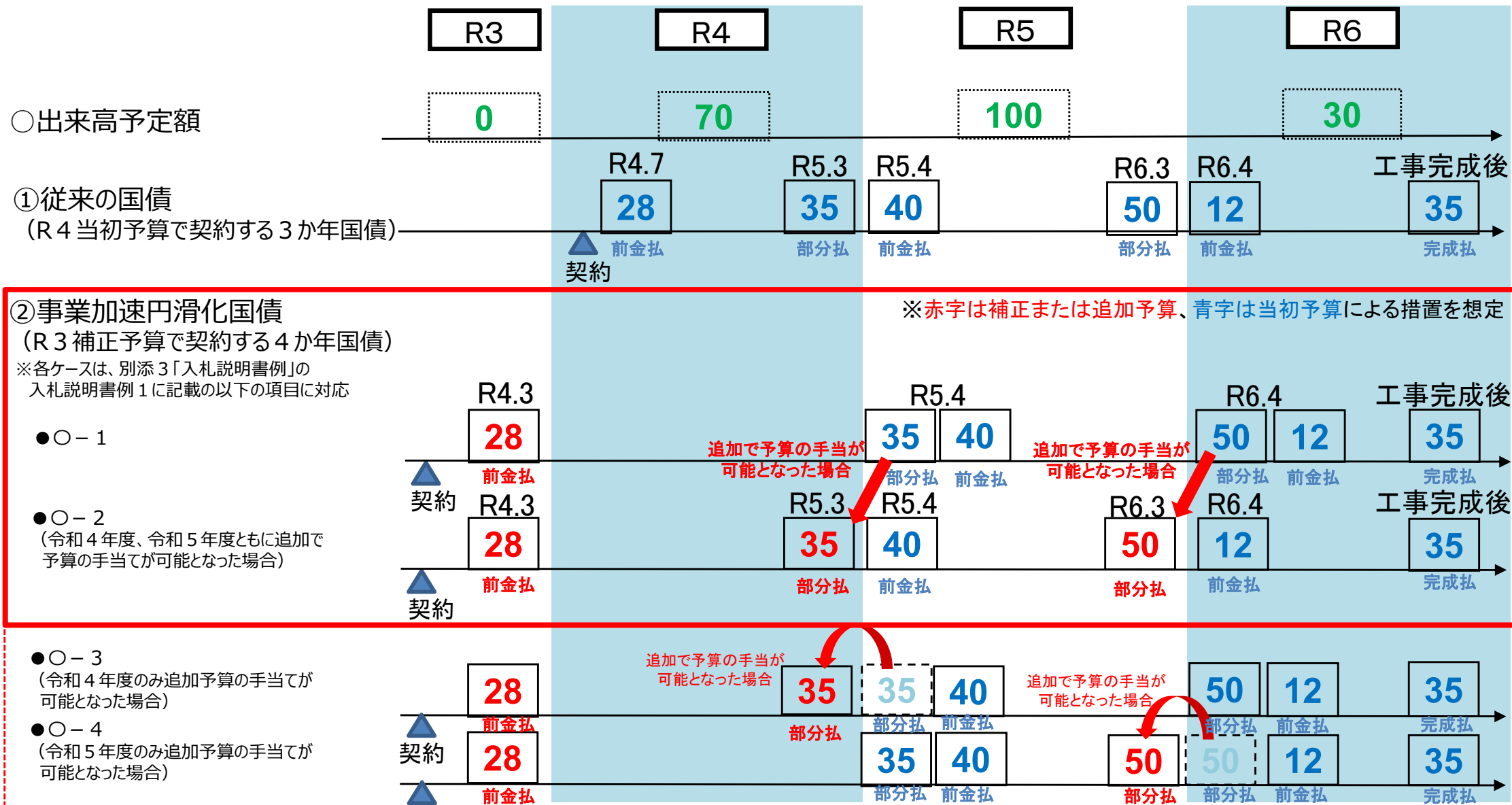
・R3補正予算において国債設定



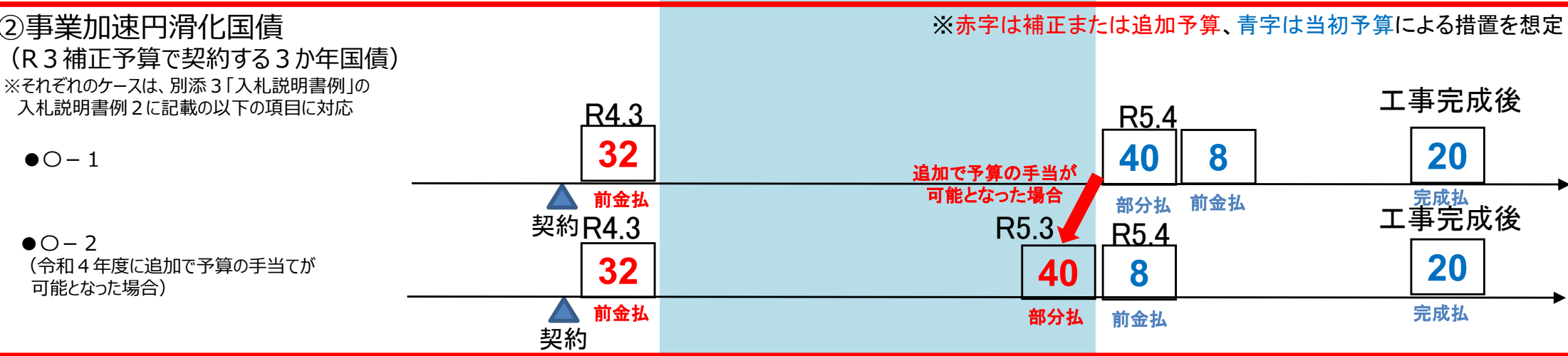
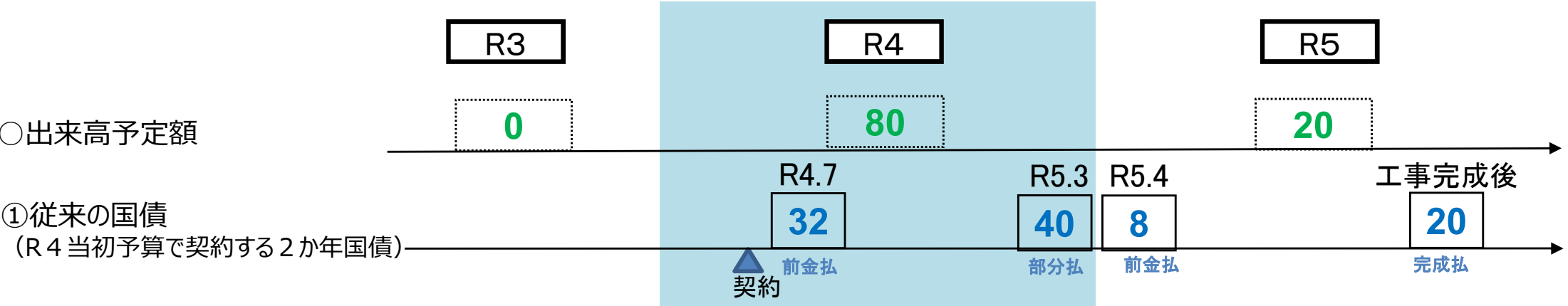
契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を5か年加速化対策分とみなす。上記の例の場合、 $32+40=72$   
 通常事業として計上する額は、最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、28

○当初契約では2年度目以降の支払いについては、前金払を除き各会計年度の部分払は出来高が上がった翌年度早々に行う予定となるところ、追加予算の手当てが可能となれば、変更契約を実施して部分払を予定より前倒し。

### ■出来高と支払の例 1 (別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例1の場合に対応)



■ 出来高と支払の例 2 (別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 の場合に対応)



(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。  
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

## 入札説明書例

## ■入札説明書例1-1（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例1に対応）

：中間前金払を選択しない場合

## ○-1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R4	なし	なし	なし※
R5	あり	なし	あり（1回）※ 令和4年度出来高に対する部分払
R6	あり	なし	あり（1回）※ 令和5年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和4年度及び令和5年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○-2. から○-4. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度において部分払を請求できる回数を変更するものとする。

## ○-2. 支払条件（令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R4	なし	なし	あり（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R5	あり	なし	あり（2回）※1※2 うち1回は年度末部分払
R6	あり	なし	なし ※3 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○-1. で令和5年度に予定していた部分払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1. で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置される

など追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 3. 支払条件（令和4年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	あり（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※2
R 6	あり	なし	あり（1回） 令和5年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○ー1. で令和5年度に予定していた部分払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 4. 支払条件（令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	なし
R 5	あり	なし	あり（3回）※1 うち1回は令和4年度出来高に対する部分払 うち1回は年度末部分払
R 6	あり	なし	なし※2 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、○ー1. から追加となった2回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○ー1. で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 1 - 2 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応)

: 中間前金払を選択した場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし※	なし※
R 5	あり	なし※	あり (1回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払
R 6	あり	あり	あり (1回) ※ 令和 5 年度出来高に対する部分払

※ ただし、令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○- 2. から○- 4. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	あり※ 1	あり (1回) ※ 1 年度末部分払
R 5	あり	あり※ 1	あり (1回) ※ 1 ※ 2 年度末部分払
R 6	あり	あり	なし ※ 3

※ 1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※ 2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※ 3 ○- 1. で令和 6 年度に予定していた部分払は、令和 5 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和４年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	あり※１	あり（１回）※１ 年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※２
R 6	あり	あり	あり（１回） 令和５年度出来高に対する部分払

※１ たゞし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ○－１．で令和５年度に予定していた部分払は、令和４年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和５年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	なし
R 5	あり	あり※１	あり（２回）※２ うち１回は令和４年度出来高に対する部分払 うち１回は年度末部分払
R 6	あり	あり	なし※３

※１ たゞし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ たゞし、○－１．から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※３ ○－１．で令和６年度に予定していた部分払は、令和５年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。



■入札説明書例 2 - 1 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応)

: 中間前金払を選択しない場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし	なし※
R 5	あり	なし	あり (1回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○- 2. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし	あり (2回) ※1 うち 1 回は年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※2 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 2 - 2 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応)

: 中間前金払を選択した場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし※	なし※
R 5	あり	あり	あり (1 回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払

※ ただし、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○- 2. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	あり※ 1	あり (1 回) ※ 1 年度末部分払
R 5	あり	あり	なし※ 2

※ 1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※ 2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

## 現場説明書例

## ■現場説明書例 1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応）

## 第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和 3 年度	14.0%	0%
令和 4 年度	0%	35%
令和 5 年度	37.5%	50%
令和 6 年度	48.5%	15%

※令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～③のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～③は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～③の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合		
	①令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合	②令和 4 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合	③令和 5 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和 3 年度	14.0%	14.0%	14.0%
令和 4 年度	17.5%	17.5%	0%
令和 5 年度	45.0%	20.0%	62.5%
令和 6 年度	23.5%	48.5%	23.5%

■現場説明書例 2（別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和 3 年度	32%	0%
令和 4 年度	0%	80%
令和 5 年度	68%	20%

※令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和 4 年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合
令和 3 年度	32%
令和 4 年度	40%
令和 5 年度	28%